

1. 概要

県産木材を活用し、群馬県において伝統的とされる建築技術の要素（以下、「地域住文化要素基準」とする）を一定程度取り入れた住宅（以下、「ぐんま伝統的建築技術住宅」とする）の基準である

2. 適用地域 群馬県 全域 3. 適合法令 建築基準法をはじめとする関係法令に適合すること

4. ぐんま伝統的建築技術住宅 適用要件 (1)、(2)を満たすこととする

(1) 主要構造部（※1）への県産木材使用 3 m³以上 ※1：在来工法については、土台・柱・梁をいい、
枠組壁工法については構造として使用する部材をいう

(2) 次に示す地域住文化要素基準のア～ウに関しては必須要件（必ず備え付ける項目）、
エ～ケについては選択要件（確保することが望ましい項目）とし、計5つ以上を満たす

地域住文化要素基準

● 必須要件

ア 軒の出 0.9 m以上、かつ（平屋建て以外の場合）最上階を除く南側窓上に庇又はバルコニー等を設置し、その出を0.9 m以上

・夏は日差しを遮り、冬は日差しを取り入れる

イ 和瓦屋根 母屋全体に使用

・洋瓦は除く

ウ 8畳以上の本畳の居間又は客間 1室以上設置

○ 選択要件（和のイメージを想定）

エ 本畳の居間又は客間の出入口及び窓に接する扉又は建具 ふすま又は障子

オ エ、以外の内部扉又は内部建具全てを製作木製建具

・窓、扉、それらを支える枠など

カ 本畳の居間又は客間に面する板張りの縁側の設置

・縁側は内縁又は入側縁とする

キ 屋内土間の設置 5 m²以上

・土間は洗い出し、三和土、和タイル、石張等とする

ク 住宅外壁の全面湿式（一部下見板（羽目板）張は可）

ケ しっくい又は珪藻土塗内壁 20 m²以上



軒の出、庇の出、和瓦、外壁
イメージ



畳、障子、縁側、左官内壁
イメージ



土間、木製建具
イメージ